

自然科学研究機構事務局 短時間契約職員（事務支援員／障がい者雇用）

募集のお知らせ

自然科学研究機構事務局では、下記の要領で短時間契約職員（事務支援員／障がい者雇用）を募集いたします。

記

1. 職種及び人数

短時間契約職員（事務支援員） 1名

2. 採用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※1 勤務成績の評価のうえ、当初採用日から5年を限度に雇用更新あり

※2 勤務成績の評価等により、無期雇用ポストへの採用可能性あり

3. 業務内容

自然科学研究機構事務局総務課における次の事務補助業務

- ・ パソコン（ワード、エクセル）を用いた文書作成・データ入力
- ・ 書類の整理、コピー
- ・ 郵便物の仕分け、発送

※具体的な業務内容については、個人の能力、経験等を踏まえ応相談。

（変更の範囲：自然科学研究機構事務局における事務補助業務全般）

4. 勤務地

自然科学研究機構事務局

（東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル2階）

（変更の範囲：変更なし）

5. 勤務条件等

（1）勤務時間

9時00分～16時00分（1日6時間）

（ただし、業務繁忙時は時間外勤務あり（20時間上限／月））

（2）休憩時間

12時00分～13時00分（1時間）

（3）勤務日

月曜日～金曜日（週5日）

（ただし、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は休日。）

※勤務時間、勤務日等については、障がいの状況等を踏まえ応相談。

(4) 年次有給休暇等

採用日に年次有給休暇10日付与及びその他休暇制度有

(5) 社会保険等

国家公務員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労働災害保険に加入

(6) 給与等

① 時給1,505円

② 通勤手当支給(上限55,000円/月)

③ 夏季、年末に一時金支給あり

④ 翌月17日に支給

⑤ 退職手当なし

※当機構特定契約職員及び短時間契約職員給与規程に基づき決定

6. 応募資格

以下の(1)、(2)及び(3)の要件のいずれも満たす方

(1) 以下①から③に掲げる手帳等の交付を受けている方

① 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓機能の障害については、指定医によるものに限る。)

② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

③ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 高等学校卒業以上又はそれと同等の学力を有する方

(3) ワード、エクセル等の一般的な事務用ソフトの操作ができる方

7. 選考

- ・ 第1次選考 書類選考(結果は、11月28日(金)までに応募者に通知)
- ・ 第2次選考 面接試験(12月上旬を予定)
(面接に要する費用(交通費等)は自己負担とします。)

※選考にあたっては、障がいの状況に応じ、できる限りの合理的配慮を提供しますのでご相談ください。

8. 提出書類

履歴書(指定様式・写真貼付)・職務経歴書(様式任意)

※応募書類の封筒には「事務支援員応募」と朱記してください。

9. 応募締切

令和7年11月21日（金）【必着】

10. 書類提出先及び問合せ先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル2階

大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務局 人事労務課人事給与係 宛

（問合せ：03-5425-2035 担当：中根）

11. 個人情報の取扱い

提出いただいた書類については、採用選考のために使用いたします。

選考の結果、採用された方の個人情報については、採用後の雇用管理のために利用させていただきますので、ご了承ください。

なお、その他採用に至らなかった方の個人情報については、選考後に返却いたします。

12. 障がい者雇用促進

当機構は、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めており、障がい者への不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を行っています。

13. 男女共同参画

- ・当機構は、男女雇用機会均等法を遵守し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。
- ・当機構は、業績の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用することとしています。
- ・産前産後休暇・育児休業又は介護休業を取得した場合は、履歴書等にその期間を記載いただければ、それを考慮します。